

登校許可証明書

大森学園高等学校 () 年 (T ・ G 組) 氏名 ()

該当疾患	疾患名	出席停止の基準 (以下の基準に基づき、主治医が判断する)
	インフルエンザ [] 型	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状軽快から 24 時間を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失する、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん (三日ばしか)	発疹がすべて消失するまで。
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後、2 日を経過するまで。
	結核	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師によって感染の恐れがないと認められるまで。
	腸管出血性大腸菌感染症	医師によって感染の恐れがないと認められるまで。
	流行性角結膜炎 (はやり目)	医師によって感染の恐れがないと認められるまで。
	溶連菌感染症	抗生剤内服後 24 時間以上を経過し、発熱等の諸症状が回復するまで。
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで。
	ウイルス性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで。
	伝染性紅斑 (りんご病)	発疹期には感染力がほとんどないので、登校可能。
	ヘルパンギーナ	症状が改善し、全身状態が回復するまで。
	手足口病	全身状態が回復していれば登校可能。
	その他の疾患 (疾病名:)	

初診日 年 月 日 ()

出席停止期間 年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

上記の生徒は、学校において予防すべき感染症が軽快し、かつ学校保健安全法の基準により支障がないと認めたので、登校を許可します。

年 月 日

住所

医療機関名

医師名

印